小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第６２３号

大阪市住吉区住吉１丁目５番46号
再生債務者　淺田　和美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成29年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１００００６号

東京都足立区中央本町４―16―２―907
再生債務者　中村　治美（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月20日から平成29年５月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号

石川県小松市南浅井町イ132番地５
再生債務者　吉田　智洸
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月14日から平成29年４月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第５号

栃木県下都賀郡野木町丸林560―２　クレールメゾンＤ201（住民票上の住所）茨城県坂東市馬立1076番地２
再生債務者　古谷　幸子（旧姓山野辺・酒井）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年３月30日まで
平成29年３月９日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再ロ）第１号

高知市越前町１丁目８番27号　202号
再生債務者　上村　邦仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年４月６日まで
平成29年３月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１７号

京都府木津川市山城町綺田西ノ口39番地10
再生債務者　金田　泰明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年２月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年４月10日まで
平成29年３月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００４５号

東京都江戸川区春江町４―８―３―802
再生債務者　川名　　敦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号

沖縄県沖縄市泡瀬３丁目44番26号　オアシス泡瀬シーサイドビュー512
再生債務者　安座間　保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（再ロ）第６号

富山市丸の内２丁目１番14号
再生債務者　**逢**澤　秀浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月８日　富山地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１３号

札幌市白石区中央２条４丁目９番40―312号
再生債務者　安崎　智哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第７号

青森市大字新城字山田588番地17
再生債務者　大西　大地
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月９日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１００４３号

東京都足立区辰沼２―９―１―102
再生債務者　水越　貞子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第３６号

大阪府八尾市西山本町６丁目６番40―202号
再生債務者　濱田　佑亮（旧姓土佐）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第４号

滋賀県守山市勝部５丁目２番32―1004号
再生債務者　山形　祐希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月10日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再ロ）第２号

兵庫県加東市社97番地４　ランボ・イーリス101号
再生債務者　綱田　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月10日　神戸地方裁判所社支部

厚生年金基金変更公告

船員保険会厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号
2．旧事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷１丁目１番10号
3．変更年月日　平成29年３月９日
平成 29 年 3 月 21 日
船員保険会厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　二頁
平成二十九年三月二十一日
埼玉県草加市氷川町二一四八番地八
（甲）アプレ・ジュエラーズ株式会社
代表取締役　海津　　敦
大阪市中央区南船場三丁目四番二六号
（乙）アプレ・ウイズ株式会社
代表取締役　菊地　温以